

新座市介護資格等取得費補助金事務実施要領

(令和6年11月26日いきいき健康部長決裁)

1 趣旨

この要領は、新座市介護資格等取得費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象（要綱第2条、第4条関係）

(1) 要綱第2条第2号及び第3号に定義する研修の受講地は、市内外を問わず補助対象とする。

(2) 補助金の交付の対象となる経費

ア 対象者が受講する研修に研修以外の内容が含まれる場合は、補助金の交付の対象となる経費は次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 研修の受講料相当額とそれ以外の研修の受講料相当額が区分できるとき

研修の受講料相当額を補助金の交付の対象となる経費とする。

(イ) 研修の受講料相当額とそれ以外の研修の受講料相当額が区分できないとき

研修受講料全額を補助金の交付対象となる経費とする。ただし、研修の主たる目的が研修以外のものであることが明らかである場合は、本事業による補助金の交付の対象とはならないものとする。

(3) 法人自らが研修の実施機関として開講する研修は、補助金の交付の対象外とする。

3 対象者（要綱第3条、第5条関係）

(1) 要綱に基づく補助金は、市内の介護施設等に現に勤務する者であり、研修を修了した日から起算して3か月を経過する日までの間、継続して市内の介護施設等に勤務する者（1週間当たりの所定労働時間が、介護職員初任者研修を修了した者にあっては20時間以上、実務者研修を修了した者にあっては、30時間以上の場合に限る。）に対して交付するものとし、次に掲げる者は補助の対象者とならない。

ア 介護サービス事業者等に直接雇用されていない職員（派遣職員等）

イ 受講料等に対して、国、または他の地方公共団体等から同趣旨の補助金

等を受けた者。ただし、この補助金は、埼玉県の補助に上乗せして支援することを目的としていることから、埼玉県介護職員資格取得支援事業補助金(以下「県補助金」という。)のみ併給を可とする。

- (2) 要綱第3条第1号に掲げる者(以下「個人」という。)が研修の受講料を支払った場合において、受講料相当額の全部又は一部を法人等が負担したとき、又は負担することが予定されているときは、次のとおり取り扱うものとする。

ア 法人等が受講料相当額の全部を負担したとき、法人等を補助の対象者とする。

イ 法人等が受講料相当額の一部を負担したとき、研修を受講した個人を補助の対象者とする。

- (3) 上記(2)イにおいて、要綱第5条の規定に基づく計算により得た額(以下「補助予定額」という。)に法人等の負担や県補助金を加え、その合計額が研修の実施機関に支払った受講料等を超えているときは、当該超過額を差し引いた額を補助額とする。

なお、例示すると次のとおりである。

例) 受講料10万円である研修について、個人が受講料の全額を支払い、法人等が5万円を負担し、県補助金3万円を受けている場合

【計算】

- ・ 10万円(受講料) × 1/2(補助率) = 3万円(補助予定額)
 - ・ 3万円(補助予定額) + 5万円(法人負担額) + 3万円(県補助金)
= 11万円(合計額)
- 個人が支払った受講料を1万円超過
- ・ 3万円(補助予定額) - 1万円(超過額) = 2万円(補助額)

4 交付申請等(要綱第6条関係)

- (1) 法人等が研修の受講料を負担した場合は、確認できる書類を添付すること。
- (2) 申請は先着順で受付とし、毎年予算の上限に達した時点で、期間中であっても受付を終了とする。予算の上限に達した場合、上限に達した日の申請の中から補助対象者を抽選する。

附 則

この要領は、令和6年11月29日から施行する。